23区のごみと資源の流れ

ごみの収集・運搬、資源回収は各区が行い、焼却や破砕などの中間処理は東京二十三区清掃一部事務組合が行っています。
最終処分は、埋立処分場を設置・管理する東京都に委託して実施しています。
※下の図はおおよその流れを示したものです。一部表示していない部分があります。（令和2年12月現在）

Reduce Reuse Recycle
まずは3Rの実践！

- 家庭で
- お店・会社で
- 町でも

それでも出たごみは…

ルールを守り、きちんと分別してごみの収集・資源の回収に出します。

「ごみの収集・運搬」と「資源の回収」は各区が行っています。

可燃ごみ

不燃ごみ

不燃中継

粗大ごみ

粗大中継

資源

資源の回収

各区が回収している資源には、紙類、びん、缶、ペットボトル、トレイなどがありますが、区によって品目や回収方法が異なります。

「ごみの中間処理」は東京二十三区清掃一部事務組合が行っています。

清掃工場
23区内に21工場あります。
（うち3工場建替え中、1施設再稼働準備中）

杉並清掃工場

民間事業者
- セメント原料化
- 徐冷スラグ化

セメント
○建築・土木資材などとして有効利用

徐冷スラグ
○土木資材などとして有効利用

不燃ごみ処理センター
23区内に2か所あります。

中防不燃ごみ処理センター

発生した熱エネルギーを有効利用
○発電した電力を清掃工場内で利用
○余剰電力の売却
○熱エネルギーを冷暖房、地域の温水プールなどに利用

粗大ごみ破砕処理施設
23区内に1か所あります。

粗大ごみ破砕処理施設

鉄やアルミニウムの回収

アルミ貯留ヤード
（中防不燃ごみ処理センター）

「ごみの最終処分」は東京都に委託しています。

新海面処分場

中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場

メーカーのリサイクルセンターや民間リサイクル事業者による再資源化・再製品化

循環型社会形成推進基本法
- 資源有効利用促進法
- 容器包装リサイクル法
- 家電リサイクル法
- 食品リサイクル法
- 建設リサイクル法
- 自動車リサイクル法
- 小型家電リサイクル法

ごみの流れ
資源の流れ

資源・エネルギーや様々な製品に生まれ変わり、再び わたしたちのもとへ・・・

清掃事業の特別区移管

- 昭和18年東京都制施行（東京市35区は都の直近下級組織に）清掃事業は市から都に
- 昭和22年「地方自治法施行」(特別地方公共団体・原則市の機能・区長公選）
- 人事・事務・財政の機能は十分には移管されず
- 昭和26年地方行政調査委員会会議　第二次勧告
- 特別区の存する区域においては一つの大都市としての性格を有していることから、自治法が特別区を市と同一の機能を有するとしている規定を見直す。財産区、都の区又は市の区に近いものと考えるのが妥当。
- 昭和27年「地方自治法改正」(都が基礎的自治体・区は内部団体・区長公選廃止）

ところが都の人口は1000万人超え･･･

○昭和37年10月　第８次地方制度調査会　答申

「都は、市の事務をも併せ行うものとされているため、人口及び産業の過度集中の進むにつれて、都行政は質量ともに膨大となり、一つの経営体としての円滑かつ能率的な運営が期せられなくなっている。

都は、**事務を大幅に特別区に委譲し**、首都にふさわしい重要な事務に専念できるようにすべきである。」

東京オリンピックを控え順調な戦後復興、東京の人口・産業の過度の集中がその背景

○昭和39年７月　地方自治法改正

福祉事務所等を特別区に移管・特別区の事務を21項目へ、地方税法上の課税権付与、**ごみの収集・運搬は特別区の事務に規定**

（ただし別に法律で定める日まで都が処理）

※区は制限自治区として**依然として都の内部団体**

清掃事業の特別区移管

- 昭和49年「自治法・廃掃法改正」
- 区長公選制復活
- 保健所の設置管理事務の移管
- 配属職員制度の廃止
- 都区協議会設置

一般廃棄物の収集・運搬は特別区の事務だが別に法律が定める日までは都がすべて処理する。

☆　昭和56年「特例市構想」(特別区調査会)

→昭和59年「新しい都制度の在り方」(都制度調査会)

→昭和61年「都区制度改革の基本的方向の合意)(都区協議会)

清掃事業の特別区移管

○平成２年９月　第22次地方制度調査会　答申

「当調査会としては、特別区は、原則として、市が処理することとされている事務を処理するものとすることを基本的な考え方として、できる限り特別区に移譲することが適当であると考える。すなわち、**一般廃棄物の収集・運搬に関する事務**、昭和61年２月19日の都区協議会の「都区制度改革の基本的方向」に掲げられている事項については、**概ねその方向で**、**特別区へ移譲すべきである**。また、一般廃棄物の収集・運搬に関する事務の移譲については、住民の理解と協力、関係者間における速やかな意見の一致が望まれる。」・・・

以上に述べた特別区の処理する事務の範囲の拡充、特別区の性格付けなどの措置は、相互に関連し、不可分となっているので、今回の都区制度改革は、一般廃棄物の収集・運搬に関する事務の委譲を含めて、一括して実施すべきである。」

清掃事業の特別区移管

- 平成5年「清掃事業のあり方」の共通認識
  (都と都職労)
  「一般廃棄物の処理については、収集・運搬・中間処理までは各区が一貫して責任を負う」
- 平成6年「都区制度改革に関するまとめ」(協議案)を都区合意
  「特別区が基礎的自治体となることに鑑み、清掃事業の全てに責任を持つことを基本とする。」
- 自区内処理の実現を目指す(直営車車庫整備、地域処理を図れる程度の可燃ごみ全量焼却体制、新海面処分場の供用開始)
- 不燃ごみ・粗大ごみの中間処理とし尿の処分を共同処理するため一部事務組合を設置する。
- 区間、都区間の調整、特別区の共通事項を処理する協議会を設置する。

清掃事業の特別区移管

- 平成10年　改正地方自治法公布
- 特別区の基本方針(特別区長会）

①収集・運搬は各区が直接実施する。

②可燃ごみの中間処理についても、(中略）ダイオキシン対策期間中(平成17年度まで）共同処理を行う。その間に協議案にある地域処理を行うための諸課題を解決する。

都区制度推進委員会

→・可燃ごみの共同処理の決定（一定期間の共同処理）

→・可燃ごみの共同処理形態の決定（一部事務組合とする）

清掃事業の特別区移管

- 平成12年　清掃事業の特別区移管と清掃一組設立

- 東京二十三区清掃一部事務組合規約
- 第3条（組合の共同処理する事務）
- 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。
- （１）可燃ごみの焼却施設（当該施設と一体の溶融固化施設及びごみ運搬パイプライン施設を含む。の整備及び管理運営
- （２）前号に掲げる施設以外のごみ処理施設の整備及び運営管理
- （３）し尿を公共下水道に投入するための施設の整備及び管理運営

- 付則
- 第三条第一号の事務については、平成十七年度末をもって、共同処理を廃止するものとする。

東京スリムプランとごみ量の推移

本　論

- 平成9年12月に東京都が策定した一般廃棄物処理基本計画。(平成9年度～23年度15年間)
- 協議案を踏まえ、23区が地域処理を経て将来の自区内処理実現を図る計画。(平成30年度)
- 稼働中の工場は15工場(大田第二を除く) 建替中(北・江東)
  建設中(墨田・港・豊島)。
  10年度以降の建設計画(渋谷・中央)18年度以降(新宿・中野・荒川)となっている。
  また、千代田・文京・台東地区については引き続き建設に努力するとしている。
- 移管にあたり23区と清掃一組はこの計画を継承した。

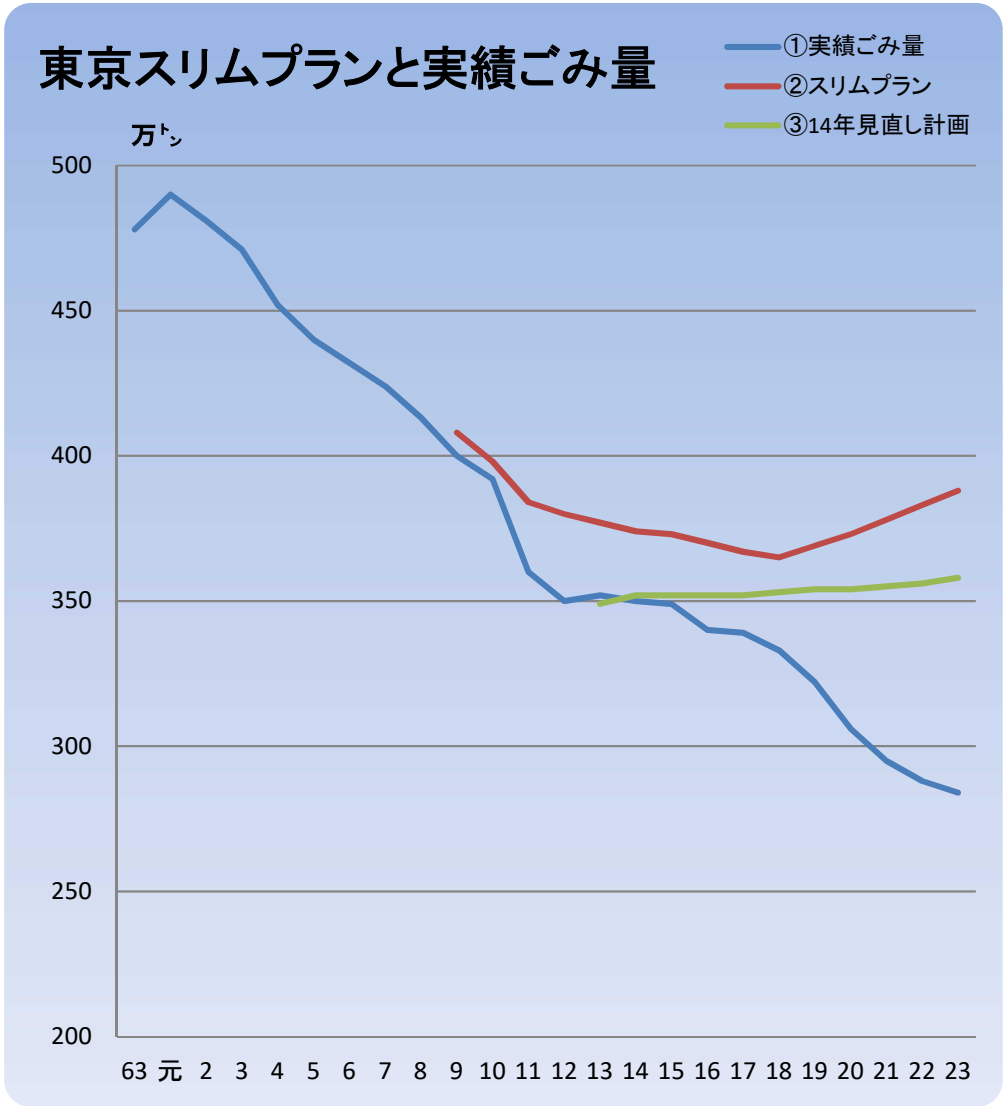

清掃事業の特別区移管

- **「特別区における一般廃棄物の中間処理について」**
- （平成15年7月）
- ①23区は相互に協調連携し、全体の責任として安定的な中間処理体制を確保すること
- ②ごみ量の減少、危機的な財政状況等の社会状況の変化を踏まえるならば、新たな清掃工場の必要性はないこと
- ③今後の特別区における中間処理のあり方については、「協議案」にとらわれることなく、改めて区長会で協議すこと
- （平成15年11月）
- 特別区における中間処理は、平成18年4月1以降も当分の間、清掃一組による共同処理が望ましく、この際には清掃一組の抜本的な改革を行い、効率的・効果的な運営を図るべきであること。
- 23区間に中間処理に係る様々なアンバランスが存在しているため、その是正のための検討を行っていく必要があること

当分の間、清掃一組による共同処理を継続

清掃一組施設一覧

〈しゅん工順〉

（令和3年12月現在）

	清掃工場名	しゅん工年月	稼働年数 ※1	敷地面積（約m²）	焼却炉 型式 ※2		規模（トン×炉数）	焼却能力（トン/日）	設計最高発熱量（kJ/kg）	発電出力（kW）	工場外熱供給	煙突高さ（m）
清掃工場	有　明	平成　7.12	26	24,000	A	三菱重工 マルチン式	200×2	400	14,200	5,600	○	140
	千　歳	平成　8．3	26	17,000	A	川崎重工 サン形	600×1	600	12,100	10,000	○	130
	墨　田	平成 10．1	24	18,000	A	日立造船 デ・ロール式	600×1	600	13,000	13,000	○	150
	北	平成 10．3	24	19,000	A	三菱重工 マルチン式	600×1	600	12,100	11,500	○	120
	新江東	平成 10．9	23	61,000	A	タクマ HN型	600×3	1,800	13,400	50,000	○	150
	港	平成 11．1	23	29,000	A	三菱重工 マルチン式	300×3	900	13,400	22,000	—	130
	豊　島	平成 11．6	22	12,000	B	IHI 散気管式	200×2	400	13,400	7,800	○	210
	渋　谷	平成 13．7	20	9,000	B	荏原 旋回流型	200×1	200	13,400	4,200	—	150
	中　央	平成 13．7	20	29,000	A	日立造船 デ・ロール式	300×2	600	13,400	15,000	○	180
	板　橋	平成 14.11	19	44,000	A	住友重機械 W＋E式	300×2	600	12,100	13,200	○	130
	多摩川	平成 15．6	18	32,000	A	IHI 回転ストーカ式	150×2	300	12,100	6,400	○	100
	足　立	平成 17．3	17	37,000	A	荏原 HPCC型	350×2	700	12,100	16,200	○	130
	品　川	平成 18．3	16	47,000	A	日立造船 デ・ロール式	300×2	600	12,100	15,000	○	90
	葛　飾	平成 18.12	15	52,000	A	タクマ SN型	250×2	500	12,100	13,500	○	130
	世田谷	平成 20．3	14	30,000	C	川崎重工 流動床式	150×2	300	12,100	6,750	○	100
	大田【新】	平成 26．9	7	92,000	A	タクマ SNF型	300×2	600	14,800	22,800	—	47
	大田【第一】※3	平成　2．3	25		A	タクマ HN型	200×3	600	12,600	9,000	—	41
	練　馬	平成 27.11	6	15,000	A	JFE ハイパー21ストーカ	250×2	500	14,300	18,700	○	100
	杉　並	平成 29．9	4	36,000	A	日立造船 デ・ロール式	300×2	600	14,300	24,200	○	160
	光が丘	令和　3．3	1	23,000	A	タクマ SNF型	150×2	300	13,500	9,150	○	150

目黒・江戸川清掃工場は建替えに伴い、稼働を停止しています。
港清掃工場は令和２年度～４年度で延命化工事を実施しています。

※1　稼働年数は、一般廃棄物処理基本計画（令和3年2月改定）の「清掃工場の整備スケジュール」の令和3年度時点の稼働年数です。
同計画において、清掃工場の計画耐用年数は、25年から30年程度としています。

※2　焼却炉分類　A…火格子（ストーカ）式焼却炉（全連続燃焼式）　B…流動床式焼却炉（全連続燃焼式）　C…ガス化溶融炉（全連続運転式）

※3　大田清掃工場第一工場（平成26年度に休止）は、1炉目は令和2年度に再稼働しました。残りの2炉は令和4年度までに整備する予定です。

分類	施設名	しゅん工年月	処理方法	規模
不燃	中防不燃ごみ処理センター第二プラント	平成　8．10	日立造船　横型回転衝撃式	48トン/h×2系列
	京浜島不燃ごみ処理センター	平成　8．11	極東開発　縦型回転衝撃式	8トン/h×4系列
粗大	粗大ごみ破砕処理施設	昭和54．6	極東開発　縦型回転衝撃式	32.1トン/h×2系列
	破砕ごみ処理施設 ※	平成　4．7	荏原　流動床式	180トン/日×1炉
灰溶融	中防灰溶融施設 ※	平成18．12	三菱重工　プラズマ式・黒鉛電極	100トン/日×4炉
し尿	品川清掃作業所（下水道投入施設）	平成11．1	希釈処理（還元水および清掃工場処理水）	100トン/日

※破砕ごみ処理施設は、破砕ごみの処理を休止しています。中防灰溶融施設は、灰の溶融を休止しています。

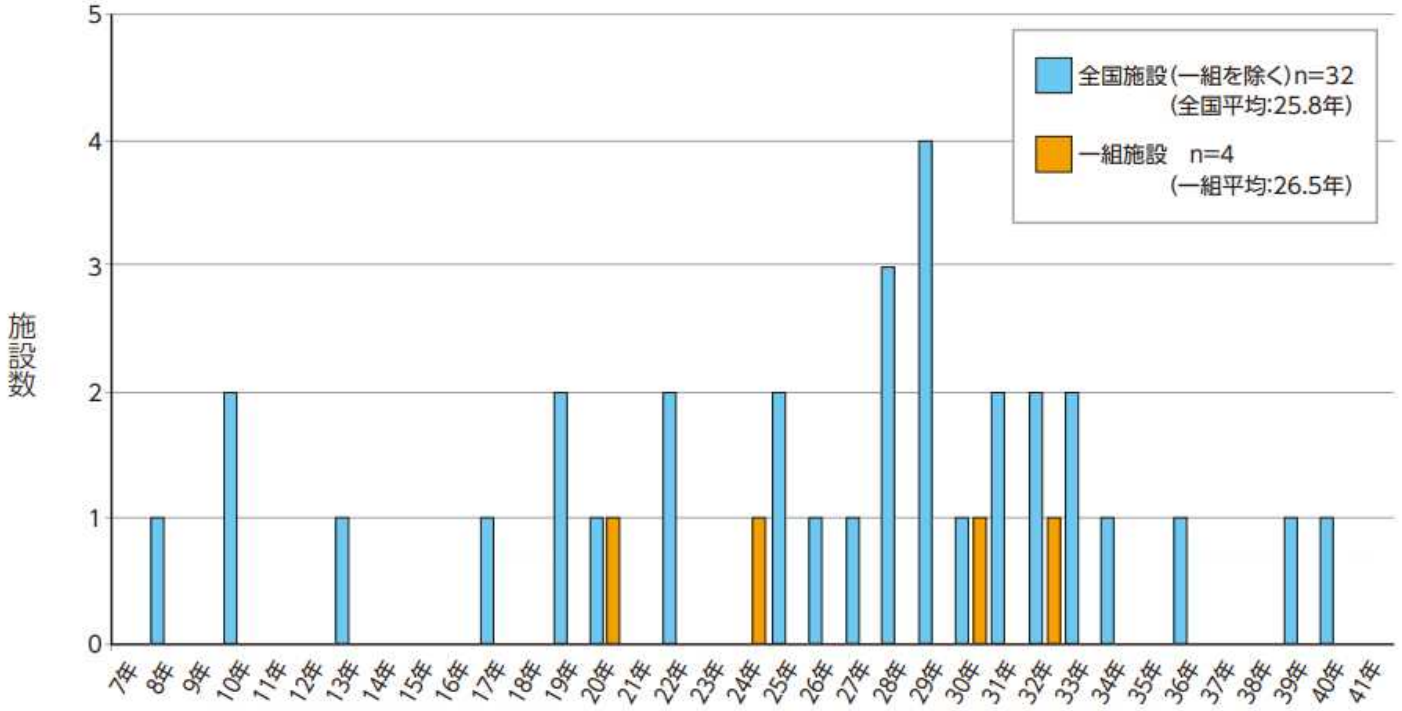

注　全国施設数は、「一般廃棄物処理実態調査」(環境省　平成18～20年度)より作成。
　　発電設備を設置している全連続式焼却施設を対象とした。

図－Ⅳ－7　全国と清掃一組施設の廃止時共用年数

清掃工場の耐用年数

全国平均	25．8年
一組	26．5年
計画耐用年数	25年～30年
延命化実施施設	40年

建替工事の流れ

準　備　期　間	整　備　期　間		
○循環型社会形成推進地域計画を策定し、環境大臣の承認を受けます。 ○区との協議、住民説明会の実施、住民の意見反映などを経て建替計画を策定します。 ○都市計画の決定（変更がある場合のみ）	解体前清掃	解体工事	建設工事

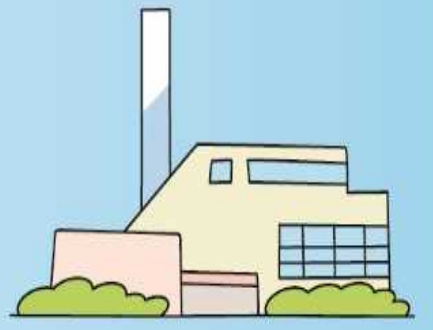

○環境影響評価（環境アセスメント）の実施

現況調査、予測・評価、住民説明会、評価書提出、事後調査

約10年間

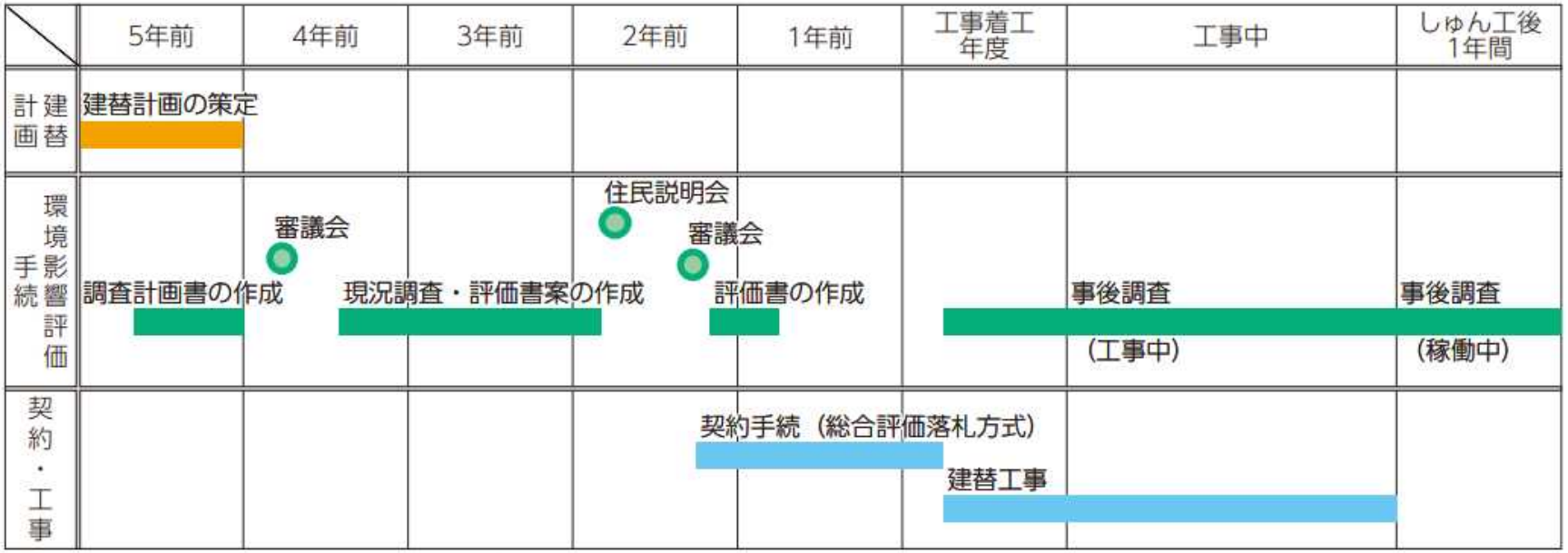

注　都市計画法に定める事項に変更が生じた場合は、別途都市計画手続を行う。

図－Ⅳ－８　建替計画及び環境影響評価手続の工程表

建替工事の期間

焼却能力	規模	標準工期
200トン/日	200トン×1炉	52月
300トン/日	150トン×2炉	58月
400トン/日	200トン×2炉	60月
500トン/日	250トン×2炉	68月
600トン/日	600トン×1炉	67月
	300トン×2炉	72月

工場名	施設規模(トン/日)	しゅん工年月
大田第一	600	H26.9
大田第一	600	H2.3
練馬	500	H27.11
杉並	600	H29.9
光が丘	300	R3.3(予定)
目黒	600	R5.3(予定)
江戸川	600	H9.1
北	600	H10.3
有明	400	H7.12
千歳	600	H8.3
墨田	600	H10.1
新江東	1,800	H10.9
港	900	H11.1
豊島	400	H11.6
中央	600	H13.7
渋谷	200	H13.7
板橋	600	H14.11
多摩川	300	H15.6
足立	700	H17.3
品川	600	H18.3
葛飾	500	H18.12
世田谷	300	H20.3

図－Ⅳ－９　清掃工場の整備時期

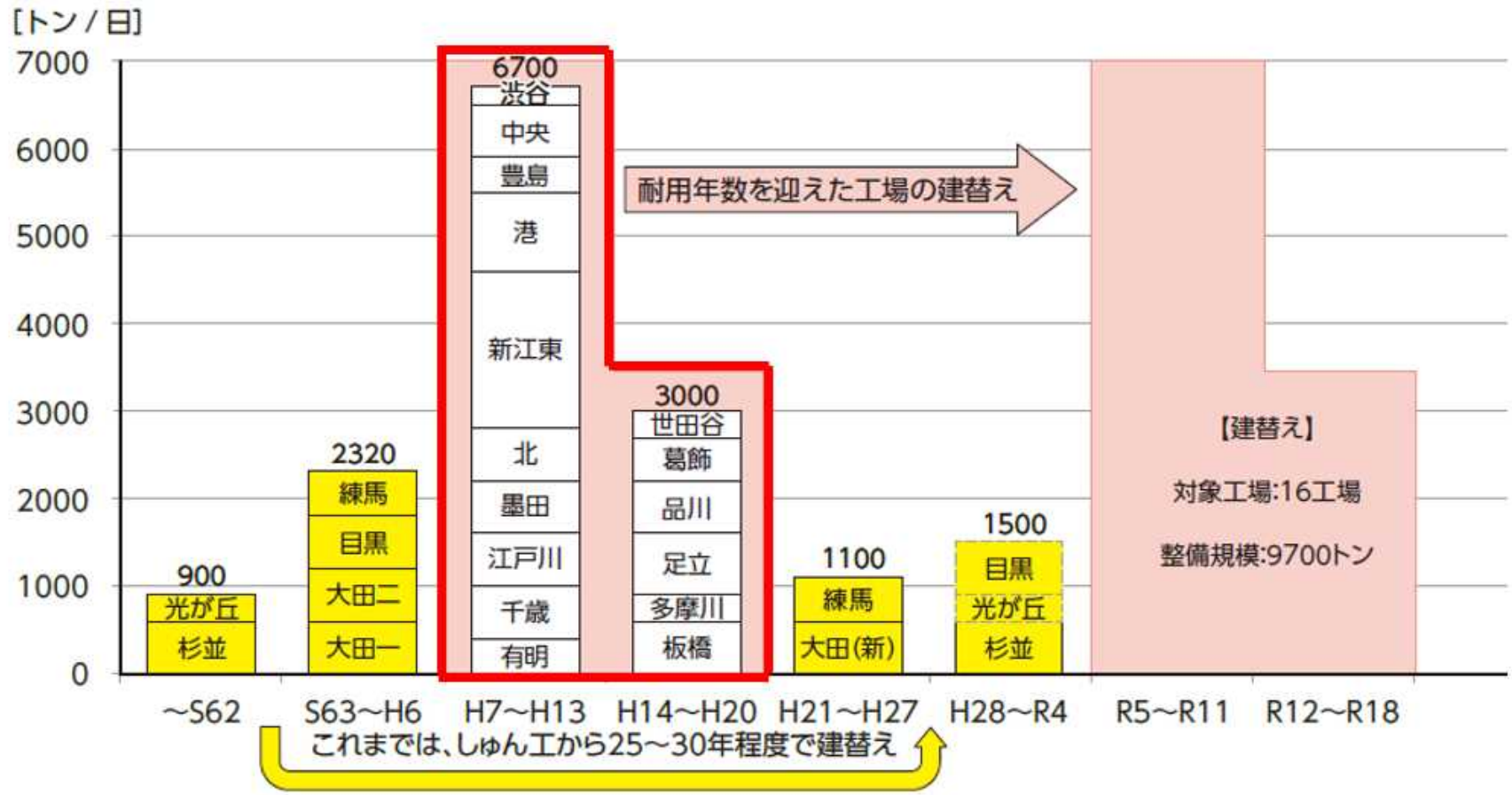
[トン / 日]
7000
6000
5000
4000
3000
2000
1000
0
900
光が丘
杉並
2320
練馬
目黒
大田二
大田一
6700
渋谷
中央
豊島
港
新江東
北
墨田
江戸川
千歳
有明
3000
世田谷
葛飾
品川
足立
多摩川
板橋
1100
練馬
大田(新)
1500
目黒
光が丘
杉並
耐用年数を迎えた工場の建替え
【建替え】
対象工場:16工場
整備規模:9700トン
~S62
S63~H6
H7~H13
H14~H20
H21~H27
H28~R4
R5~R11
R12~R18
これまでは、しゅん工から25~30年程度で建替え

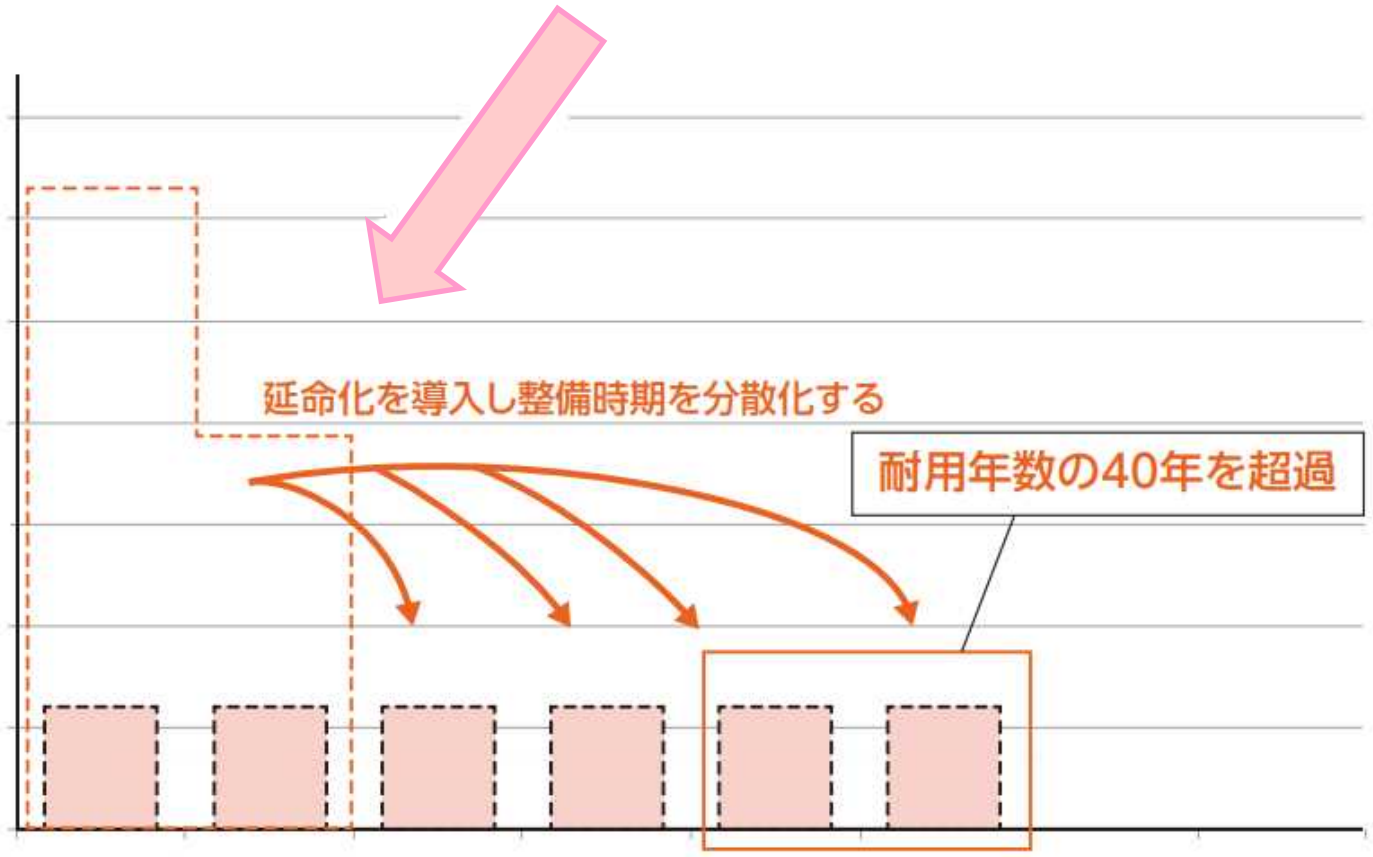

図－Ⅳ－１１　分散化のイメージ

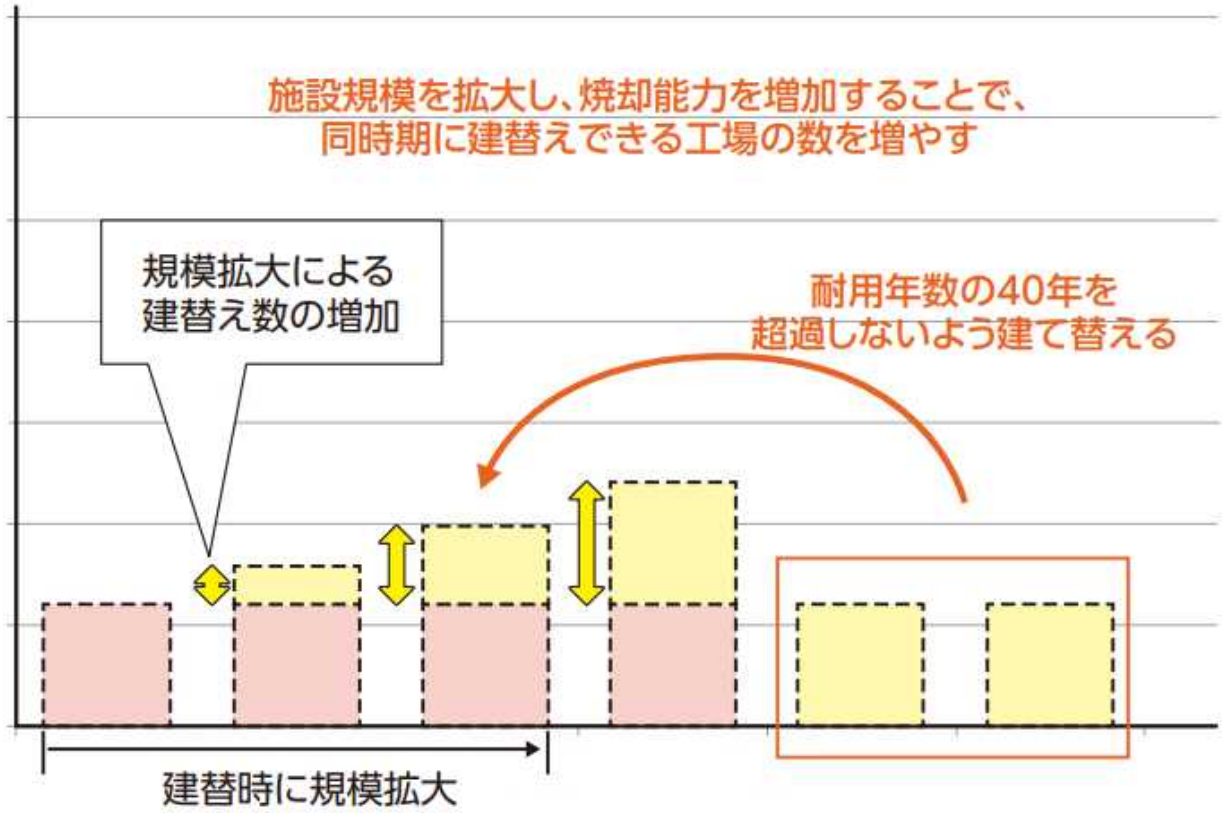

図－Ⅳ－１２　規模拡大のイメージ

工場名	しゅん工年月	規模	計画期間 R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	参考 R17～
練　馬	H27.11	250t×２炉	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
杉　並	H29.9	300ﾄﾝ×２炉	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
光が丘	R3.3	150ﾄﾝ×２炉	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
大　新	H26.9	300ﾄﾝ×２炉	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
田　第一	H2.3	200ﾄﾝ×３炉	再整備工事 ※1		27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	
目　黒	R5.3	300ﾄﾝ×２炉	建替工事 600ﾄﾝ		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
有　明	H7.12	200ﾄﾝ×２炉	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	
千　歳	H8.3	600ﾄﾝ×１炉	26	27	延命化工事		30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	
江戸川	R9.5	300ﾄﾝ×２炉	建替工事　600ﾄﾝ							1	2	3	4	5	6	7	
墨　田	H10.1	600ﾄﾝ×１炉	24	25	26	★27	28	29	30	31	建替工事　500ﾄﾝ						
北	H10.3	600ﾄﾝ×１炉	24	建替工事　600ﾄﾝ								1	2	3	4	5	
新江東	H10.9	600ﾄﾝ×３炉	23	24	25	26	延命化工事			31	32	33	34	35	36		
港	H11.1	300ﾄﾝ×３炉	延命化工事		25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	
豊　島	H11.6	200ﾄﾝ×２炉	22	23	24	25	26	27	28	延命化工事		32	33	34	35		
中　央	H13.7	300ﾄﾝ×２炉	20	21	22	23	24	25	26	27	延命化工事		31	32	33		
渋　谷	H13.7	200ﾄﾝ×１炉	20	21	22	23	24	25	延命化工事		28	29	30	31	32	33	
板　橋	H14.11	300ﾄﾝ×２炉	19 (47)	20 (48)	21 (49)	22 (50)	★23 (51)	24 (52)	25 (53)	26 (54)	27 (55)	建替工事　600ﾄﾝ ※2					
多摩川	H15.6	150ﾄﾝ×２炉	18 (48)	19 (49)	20 (50)	21 (51)	22 (52)	★23 (53)	24 (54)	25 (55)	26 (56)	27 (57)	建替工事　300ﾄﾝ ※2				
足　立	H17.3	350ﾄﾝ×２炉	17 (44)	18 (45)	19 (46)	20 (47)	21 (48)	22 (49)	23 (50)	24 (51)	25 (52)	26 (53)	27 (54)	28 (55)	29 (56)	30 (57)	
品　川	H18.3	300ﾄﾝ×２炉	16 (48)	17 (49)	18 (50)	19 (51)	20 (52)	21 (53)	22 (54)	23 (55)	24 (56)	25 (57)	26 (58)	27 (59)	28 (60)	29 (61)	
葛　飾	H18.12	250ﾄﾝ×２炉	15 (45)	16 (46)	17 (47)	18 (48)	19 (49)	20 (50)	21 (51)	★22 (52)	23 (53)	24 (54)	25 (55)	26 (56)	建替工事500ﾄﾝ※2		
世田谷	H20.3	150ﾄﾝ×２炉	★14	15	16	17	18	建替工事　600ﾄﾝ							1	2	

計画年間焼却能力　（万トン）	309	311	311	320	321	321	322	324	313	317	313	312	316	314	
清掃工場処理量　　（万トン）	276	276	278	278	278	279	279	278	277	277	276	275	274	273	
焼却余力　　（%）	12	12	12	15	15	15	15	16	13	15	13	13	15	15	

※１ 大田清掃工場第一工場は１炉目を令和２年度までに整備している。

※２ 施設規模については、今後のごみ量の実績等を踏まえ次回の計画改定の際（令和６年度末改定予定）に改めて見直す。

:2020年東京大会に伴う休止

★ :建替事業開始年度

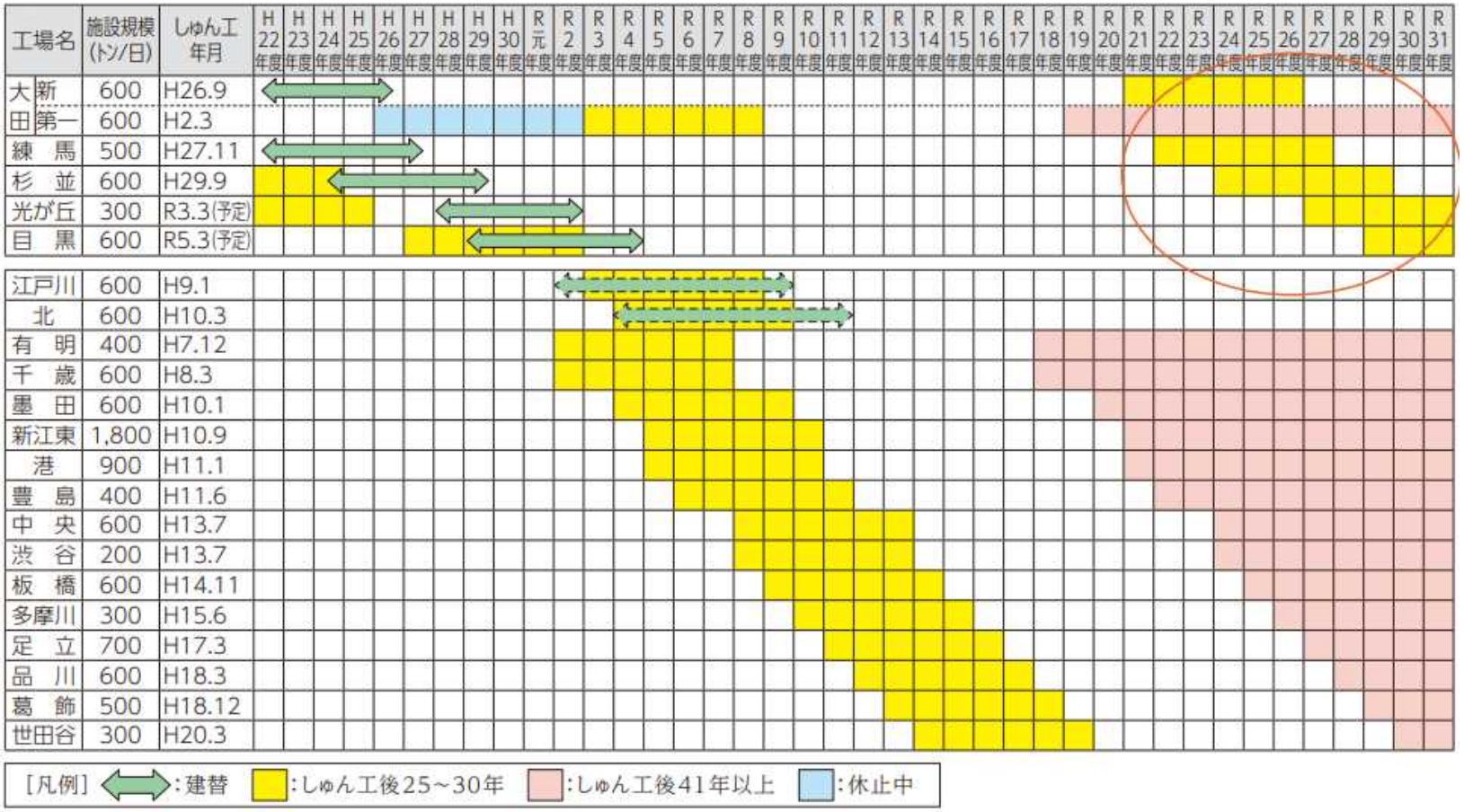

図－Ⅳ－１３　しゅん工時期と耐用年数時期

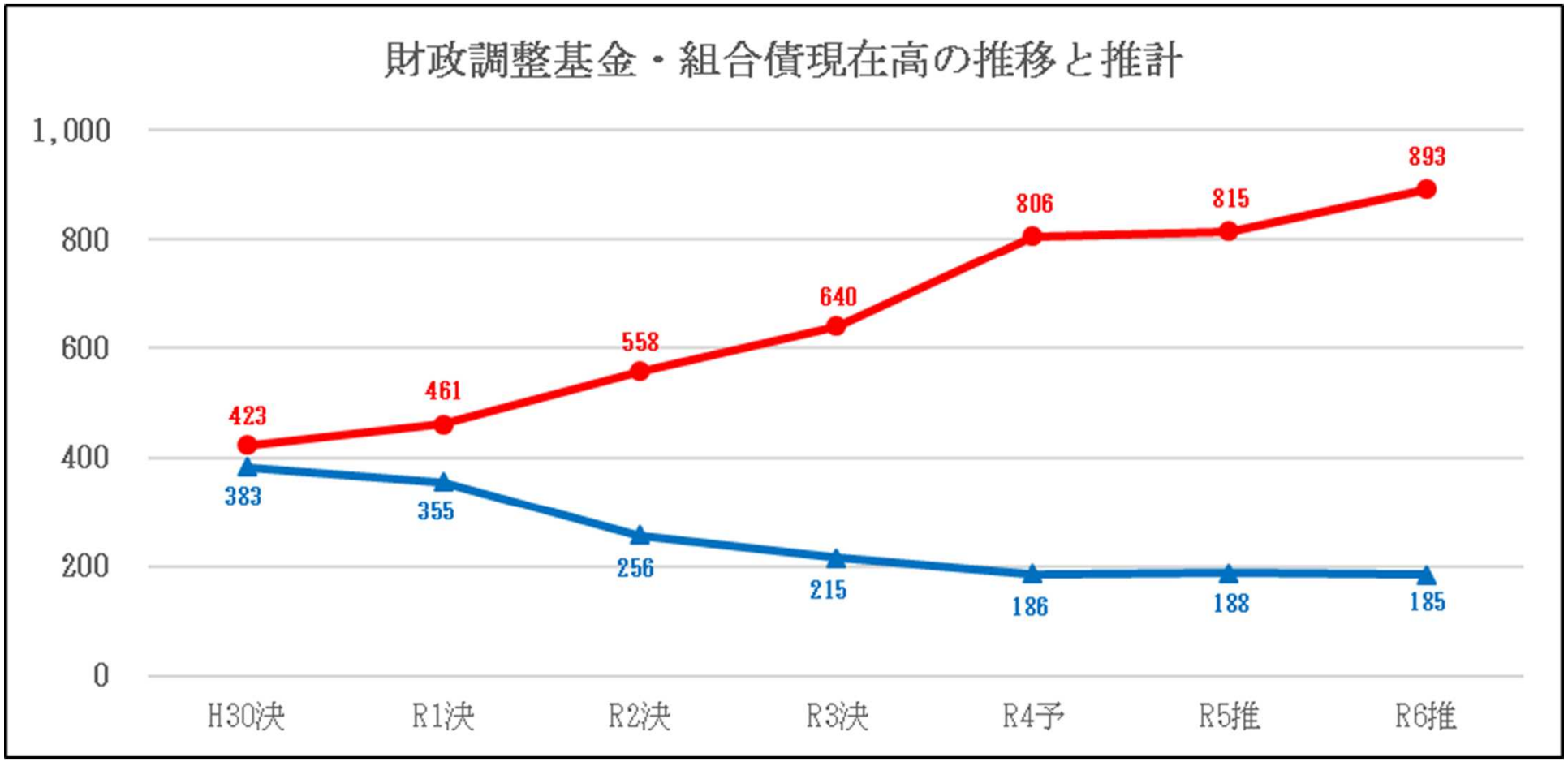
財政調整基金・組合債現在高の推移と推計
1,000
800
600
400
200
0
423
461
558
640
806
815
893
383
355
256
215
186
188
185
H30決
R1決
R2決
R3決
R4予
R5推
R6推

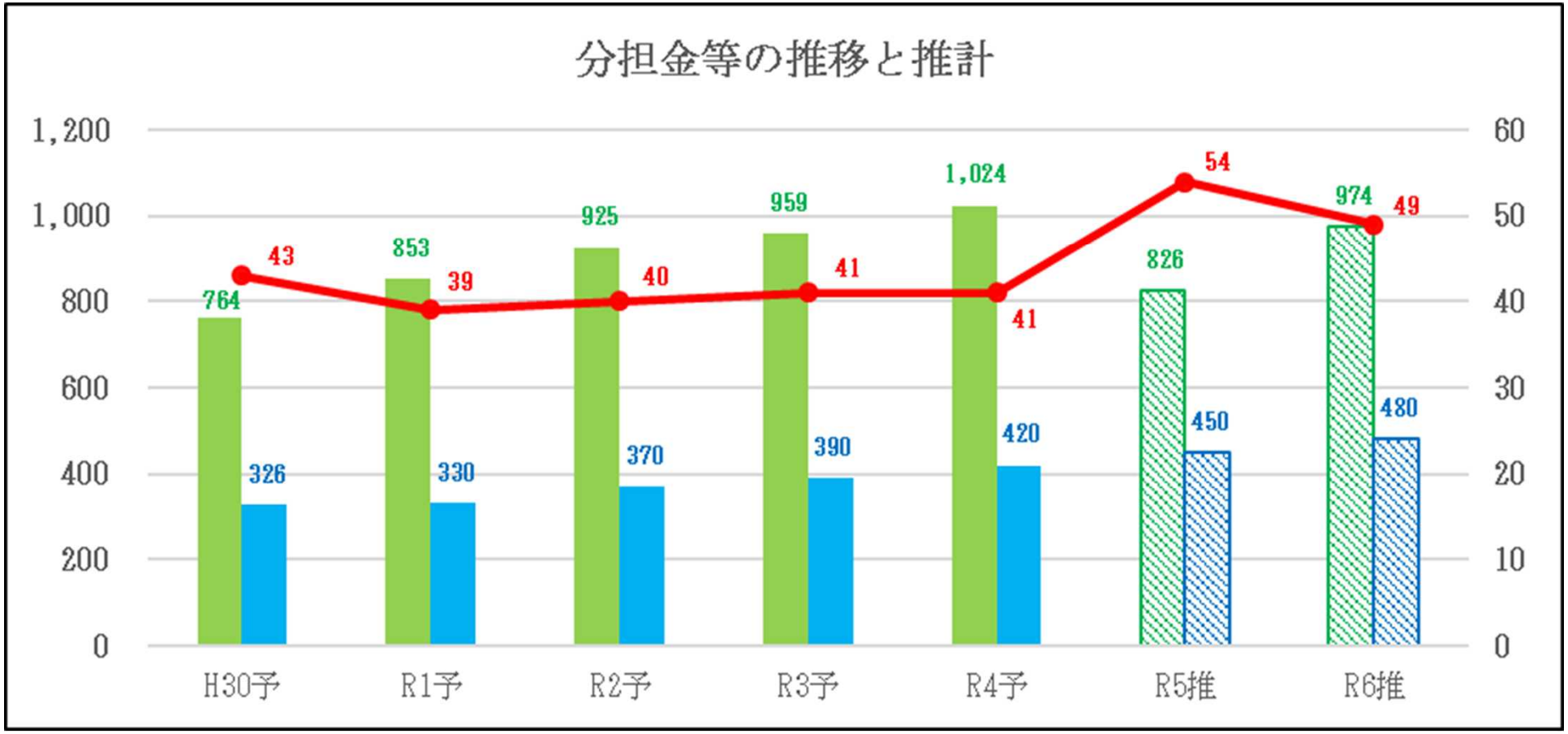
分担金等の推移と推計
1,200
1,000
800
600
400
200
0
60
50
40
30
20
10
0
764
326
43
853
330
39
925
370
40
959
390
41
1,024
420
41
826
450
54
974
480
49
H30予
R1予
R2予
R3予
R4予
R5推
R6推

中防処理施設管理事務所について

【二次電池の火災】

監視カメラ映像

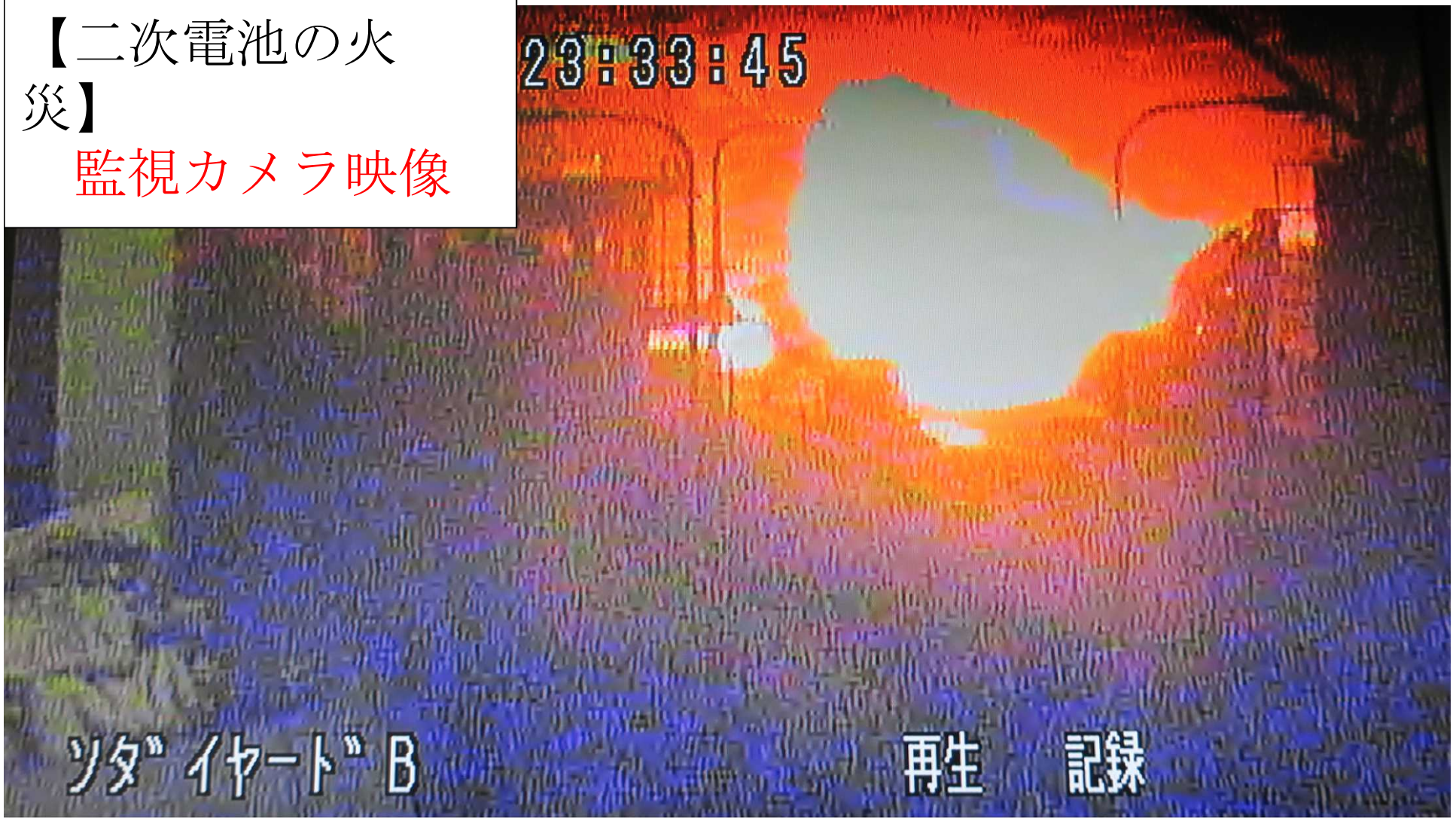

YOKUTO

消火器

【二次電池の火災】

再発防止策

Li-ion

粗大破砕機閉塞

CAT

安全＋運転
道路維持作業車
新日本ロードメンテナンス㈱
一般廃棄物収集運搬業
特別区許可第1421号

ご清聴ありがとうございました